

所有者を確知することができない農地について

下記農地は農地法（昭和27年法律第229号）第33条第1項に該当する農地であるので、同条第2項に読み替えて準用する農地法第32条第3項の規定に基づき公示する。

令和8年1月20日

小千谷市農業委員会会長 藤巻政一



記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する権利の種類	農地の所有者等の情報
小千谷市				
大字東吉谷字前田甲 546 番 5	田	18	所有権	登記名義人 風間講一
大字東吉谷字的場甲 1208 番 1	田	1,265	所有権	登記名義人 風間講一
大字東吉谷字的場甲 1209 番 1	田	271	所有権	登記名義人 風間講一
大字西吉谷字前田甲 554 番 4	田	143	所有権	登記名義人 風間講一
大字西吉谷字前田甲 556 番 1	田	920	所有権	登記名義人 風間講一
大字西吉谷字前田甲 557 番 1	田	823	所有権	登記名義人 風間講一
大字西吉谷字前田甲 563 番	田	1,034	所有権	登記名義人 風間講一
大字西吉谷字前田甲 564 番	田	740	所有権	登記名義人 風間講一
大字西吉谷字前田甲 565 番 1	田	1,305	所有権	登記名義人 風間講一
大字西吉谷字前田甲 571 番	田	287	所有権	登記名義人 風間講一

- 2 この公示は、農地法第33条第1項の農地について、同条第22項に規定に準用する同法第32条第2項及び第3項の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は該当農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益する者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである。
- 3 上記農地の所有者等は、この公示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に該当農地についての権原を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。
- (1) 申出を行う者の氏名、住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）
- (2) 該当農地の所在、地番、地目、面積
- 4 この公示があった日から起算して2か月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第41条に基づき農地中間管理機構にその旨を通知し、該当公示に係る農地について新潟県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。